

【誓約・同意事項】

- (1) 申請内容等に偽りがあった場合、相違があり支給要件に該当しなかった場合には、支給済みの給付金について速やかに返還します。
- (2) 子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給要件の該当性等を審査等するため、厚岸町が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この申請書は、厚岸町において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- (5) 厚岸町が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、厚岸町が定める期限までに申請・請求者に連絡・確認できない場合には、厚岸町は当該申請が取り下げられたものとみなします。
- (6) 給付金の支給後、令和2年の所得額が変更となり児童手当の所得制限限度額以上になった場合など、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）の支給要件に該当しないことが判明した場合には、子育て世帯への臨時特別給付（先行給付金）を返還します。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し